

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 平成26年10月6日（月） 15時00分から  
16時50分まで
- 3 開催場所 三の丸臨時庁舎 会議室3
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 谷萩八重子, 安彦和子, 足立勇人, 田山知賀子, 大内美保子, 矢口智之
  - (2) 執行機関 柏直樹, 黒澤純一郎, 柳橋剛, 橋崎真哉
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 不当取引行為の指定について（公開）
  - (2) 水戸市消費者教育推進計画の策定について（公開）
  - (3) 消費生活に関する都市宣言について（公開）
  - (4) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
  - ① 水戸市消費者教育推進計画の基本的事項等について
  - ② 消費生活に関する都市宣言について
- 9 発言の内容

### 執行機関

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第2回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。本日は御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。私、市民生活課長の〇〇と申します。どうぞよろしく願います。まずお配りしております本日の資料を確認させていただきます。

（資料確認）

〇〇委員におかれましては、今回が初めてでございますので、自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、現在6名が出席されております。事務局に欠席の報告のありました委員は、〇〇委員、〇〇委員でございます。従いまして、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により、当審議会は成立しております。なお、傍聴人はいません。

それでは、ここからの議事進行は、会長にお願いします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。〇〇委員、〇〇委員をお願いいたします。なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知置きください。

それでは議事に入らせていただきます。まず、次第1、不当取引行為の指定についてです。初めての方もいらっしゃると思いますので、前回の経過の御報告を事務局からしていただき、それから審議をしていきたいと思っております。

執行機関

(不当取引行為の指定について説明)

会長

前回の指摘事項について、あるいはほかに何かありますか。1②と6②については、言葉がわかりづらいという意見がありました。普通に読めば、分からないこともないとも言えるのですが。

副会長

2ページ6②の、口頭により「行使しようとしたのに対して」は「行使したのに対して」ではないかという意見がありましたよね。

委員

もう一つ「あらかじめこれを認めておきながら」をカットしてはという話でした。

会長

これは救済規定のようなもので、口頭ではいいよと言っておきながら後で書面でないとだめですよと言うのは、当然のことと言えば全部当然のことなのですが、こういうことは許しませんと言っているだけです。

委員

それは確かに当然です。不慣れな消費者が電話で解除の意思表示をしたとしても、クーリン

グ・オフは口頭により成立すると判例は画一的に認めています。特商法第9条の「書面」を厳格に適用した判例は2例のみです。あとは口頭でよろしいという判例です。特約はなくとも、クーリング・オフしても特商法第9条の趣旨と合致するという事です。特商法第9条に「書面」と書いてあると言って、言ったとか言わないとかの問題になって、トラブルになっています。

会長

そこまでは聞いていないのではないのでしょうか。口頭でもいいと書いてしまうと、1歩も2歩も進んだものになってしまいます。

委員

当然のことを言っているならば、変えてしまうと誤解を招くので、解釈論にゆだねた方がいいのでしょうか。

委員

特約や約款であらかじめ口頭で良いと定めている例はあるのでしょうか。

副会長

約款はあまりないかもしれませんが、コンプライアンスの中で謳っているところはあると思います。

会長

営業の人が、いらぬものを買ったら口頭でクーリング・オフできますからとあらかじめ言う場合もあると思います。ほかにありますか。

副会長

7番の具体例が書いていないのですが、いかがでしょうか。

会長

使うなら広いほうがいいといえます。「不当に妨げる行為」を具体的に言うのも難しいし、限定的になってくる可能性があります。広く使えるように、こういう書き方で良いのではと思います。

委員

民法709条の不法行為も、具体的には何も書いていないように、ここでも具体的に書かなくてもいいと思います。

会長

そのほか御意見ありますか。御意見がなければ、不当取引行為の指定については、これにて次回の審議会において答申をいたします。

続きまして、次第2の水戸市消費者教育推進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(水戸市消費者教育推進計画について説明)

会長

ただ今の説明について、何か御質問はありますか。

委員

教材として平成23年度に「消費者教育副読本」を作成し、その時に委員として関わり、授業の中でも使いましたが、副読本は有効だったと思います。

副会長

小中学校は消費者教育をやっています。県立高校は県が主体的にやっています。私立高校について、積極的に関わっていきたいと思います。

〇〇高校などで出前講座を行いました。高校生は、もう少しで親の同意なく契約できる年齢になります。消費者教育推進計画を策定する上で、高校を視野に入れておかなければいけないと思います。

委員

消費者問題の知識は、現実的なこと、社会で動いていることです。現状に基づく知識が必要です。消費者問題は基本書のようなものがなく、ITトラブルも多い。時期に合った消費者教育が大事です。何を教えるべきか、学校の先生方に教えていただきたいと思います。

学生が交通事故にあっても、自賠償の意味も分からない。クレジットカードを持っていても、知識もない。学校教育で教えるべきことが、どういうルートで決まるのか、社会経済情勢の変化に応じて教えることが大事ではないでしょうか。そうだとすれば、情報を絶えず入手ないと、現実とずれていく気がしてなりません。

会長

学校ではどういうことを教えるべきかということですか。小学校における消費者教育や中学校における消費者教育などと分けられていますが、今、ホットな社会問題を、どういうふうにやっていくかが、見えないということでしょうか。

#### 委員

学校では、消費者教育だけをやっているわけではないと思います。例えば、消費者教育の時間に消費生活センターの方に来てもらって話をしてもらおう。そして、私立高校をどうしていくのかという問題ですが、大学に進学する人もいるけれども、高校を卒業して社会人になる人もいます。知識として教えていくことは大切なことです。

#### 委員

中学校の社会科の単元の一つです。消費者教育として行っているのではなく「公民」なので、3年でしか教えません。

#### 委員

窃盗しても悪いという感覚がない。一つの遊びの感覚です。騙しても悪くない。窃盗ばやりです。少年事件の弁護士が、10人グループの窃盗団の弁護をするのですが、誰も悪いとは思っていないと言います。悪いという意識がありません。

#### 副会長

消費者教育推進計画を既に策定しているのは、6つの都道府県と、市では神戸市のみです。水戸市で策定されれば、政令指定都市以外の市町村では、水戸が初めてになります。市消費生活条例で特筆すべきことは、消費者教育を推進するに当たって、どういう市民を育てるのかというと、消費市民社会を形成していく消費者市民です。どこにも消費者市民という言葉が出ていなかったのが不満足でした。目指す方向は、消費者市民です。どういう消費者市民かということ、自立した消費者、持続可能な社会づくりに貢献できる消費者であったり、グリーン・コンシューマーであったりします。被害に遭ったら警察に申し立てて、次の被害をなくすための消費者でもあります。その大きな目標に対して、学校でどういう教育をするのか、地域でどういう教育をするのかだと思います。また、職場では教育を支援しますとありますが、企業のCSR（社会的責任）に言及すべきと思います。消費者市民社会は、消費者も企業も全て同じ方向を向いていかなくてははいけません。水戸市が日本一の消費者教育推進計画を作っていくには、明確に消費者市民社会をつくる消費者市民を育てる教育にしなければなりません。大学で出前講座を90分ずつやらせてもらうのですが、消費者の権利とか責任について、20分でもいいから学校と連携して、お時間を頂きたいと思います。保護者会でもいいです。

#### 委員

講座に参加する方はいいです。ほとんどの方は参加しないので、まず、子どもを教育して、子どもから親に伝えていく、そういうスタンスをとってはいかがでしょう。

#### 委員

幼稚園や小学校の子どもは、具体的に教えないと分かりません。消費者市民社会の概念は難しいです。具体的に教え込む。子ども大勢に先生は一人ですから、事例を示していく。ただ、

第一義的には、家庭教育です。親が教えることです。

委員

親は実際に学校に関わっているのでしょうか。

委員

子どもは小さい頃から素直に入ります。親を作るのは中学、高校の教育になります。中学生のインターネットや携帯は、私たちの知識を超えています。トラブルは、小学校から使い始めていてのトラブルです。消費者教育、今起きていることを教える教育を、小さい頃からやらなければならない。そういう時間が1時間、あるといいと思います。一教員が学校全体を動かすのは難しい。各学校でそういう時間を作っていければいいと思います。

副会長

〇〇中学校では全学年で出前講座を行って、興味を持ってくれました。消費者市民を育てるため、小さい頃から、ものの大切さ、紙芝居をやるとか、先生方と連携して関わらせていただきたいと思います。

委員

こういう消費者教育推進計画ができることに賛成です。また、この計画に基づいて、具体的に推進できればと思います。

会長

更にいろいろ盛り込んでいくには、家庭教育とか、どうやったらいいのか。どういう結び付きを深めたらいいのでしょうか。

副会長

ここに書いてあるように、子育て支援団体とか、家庭教育学級とかになってくるのでしょうか。

委員

地域との関わりが大事だと思います。

副会長

P T Aとかに入ったりして、人材を育てていく。地域のリーダーを育てていきたいですね。

会長

高齢者との関わりは、いかがでしょうか。

委員

安心・安全見守り隊の活用や、声かけが大切だと思います。センターや子どもに相談したり、聞きに行ける人ばかりではない。見守り隊と連携して、活用をしたいと思います。

副会長

先日、市民生活課の職員と、民生委員の会議に出席して、条例や相談について説明してきましたが、民生委員などカギになる人に関わってもらうことも大切だと思います。

会長

職域についてはいかがでしょうか。

副会長

消費者と企業との共生や、消費者志向の経営ができるかどうかが大事です。事業者と消費者が対峙するのではなく、優良な企業に対する表彰制度も考えられます。

委員

何回も講義させていただいている企業があります。売上のノウハウではなく、私が話すのは、正しい売り方でないといけない、消費者から見た業者の在り方などであり、そういう話は初めて聞いたと、何回も呼ばれています。職域における教育というのは、良い発想だと思います。

会長

消費者教育推進計画については、次回も審議いたしますので、また次回、ご意見があればお願いします。

続きまして、次第3の消費生活に関する都市宣言について、事務局により説明をお願いします。

執行機関

(消費生活に関する都市宣言についての説明)

会長

ただ今の説明について、何か御質問はありますか。

副会長

宣言の文章は、何々を目指しますという形になるのですか。

執行機関

他の宣言文があるので、参考資料としてお配りします。

会長

分かりやすい文章がいいですね。我々も、外に公表するときは、中学生、高校生でも分かる文章にと心がけています。

委員

これができる、消費者トラブルが減ればすごいことですね。

副会長

消費者の都市宣言を行ったところはまだないので、注目されると思います。

会長

他の宣言を見ても、分かりやすい文章になっていますね。議会等で議論を重ねた都市宣言なので、発表は、何かイベントでもやったらいいのではないかと思います。

以上をもちまして、第2回水戸市消費生活審議会を終了します。